

## VI 初任者研修実施に係る教員定数及び非常勤講師の措置

### 1 措置

(1) 各校方式：小・中学校

初任者	1人配置	2人配置	3人配置
非常勤講師Ⅰ	1人	2人	3人
非常勤講師Ⅲ	1人	2人	3人

※ 同一の者が「非常勤講師Ⅰ」と「非常勤講師Ⅲ」を兼ねることができる。

(2) 拠点校方式：小学校

初任者	1人配置	2人配置
非常勤講師Ⅲ	1人	2人

※拠点校指導教員の本務校には、教員定数1を措置する。

### 2 非常勤講師の勤務時間

種別	勤務内容		勤務時間
非常勤講師Ⅰ	①	指導教員又は指導教員の後補充	週10時間以内、 年間350時間以内（35週）
	②	教科指導教員を兼ねない指導教員 又は指導教員の後補充（中学校）	週4時間以内、 年間140時間以内（35週）
		教科指導教員又は教科指導教員 の後補充（中学校）	週6時間以内、 年間210時間以内（35週）
非常勤講師Ⅲ	初任者の後補充		年間140時間以内（35週）

※ それぞれの時間を超えないように計画すること。

※ 初任者研修実施に係る非常勤講師は、初任者研修が実施される学校に措置されるものである。したがって、初任者が病休等で長期に休む場合、初任者研修に係る非常勤講師に勤務を命ずることはできない。

※ ②を選択する場合は、非常勤講師を2名配置してもかまわない。

※ p.52～p.55は、報酬支給事務担当者へも周知願います。

## 【非常勤講師の措置に係るQ & A】

Q 1 非常勤講師Ⅰの勤務日数は限定されるのですか。

A 1 週10時間の中であれば、日数、時間の割り振りは各学校で判断してかまいません。ただし、初任者の指導に要する時間についての非常勤講師であり、原則として勤務校研修が実施される日に勤務を割り振ることになります。

Q 2 非常勤講師Ⅰを、指導教員と教科指導教員の両方に措置することはできますか。【中学校】

A 2 指導教員と教科指導教員の免許教科が異なる場合、それぞれに非常勤講師Ⅰを措置することができます。その場合、指導教員後補充は週4時間以内（年間140時間以内）、教科指導教員後補充は週6時間以内（年間210時間以内）となります。

Q 3 非常勤講師Ⅰ、非常勤講師Ⅲの免許教科と、指導教員等の免許教科の関係は限定されるのですか。【中学校】

A 3 非常勤講師Ⅰは指導教員（教科指導教員）と、非常勤講師Ⅲは初任者と、それぞれ免許教科が一致します。

Q 4 初任者研修に係る非常勤講師（非常勤講師Ⅰ・非常勤講師Ⅲ）と、他の非常勤講師（少人数・病休代替等）を兼ねさせることはできますか。

A 4 できます。ただし、初任者研修に係る非常勤講師の勤務と他の非常勤講師の勤務とは、厳密に区別して運用することが求められます。

Q 5 機関研修が行われない週の非常勤講師Ⅲの勤務はどうなるのですか。

A 5 初任者が当該授業を担当するのであれば、勤務は不要です。その分を勤務校研修受講時の後補充等に充てることができます。

なお、年度初めは機関研修が実施されず、非常勤講師Ⅲが勤務できる時数が限られているので、留意願います。

※ p. 52～p. 55 は、報酬支給事務担当者へも周知願います。

Q 6 授業を実施しない日（学校行事等）に非常勤講師を勤務させることはできますか。

A 6 あくまでも初任者研修の後補充に係る非常勤講師であるため、学校行事等（始業式等での児童生徒への紹介も含む）への勤務を命ずることはできません。

Q 7 年度途中で時間割が変わる場合、非常勤講師の扱いはどうなるのですか。

A 7 措置できる時数の上限を超えない範囲で引き続き措置することができます。

Q 8 勤務校研修が年間30週を超えて実施される場合、非常勤講師の扱いはどうなるのですか。

A 8 学校行事等の関係で勤務校研修を週5時間実施することができない場合、年間30週を超えることが想定されますので、勤務校研修が実施されている週は非常勤講師を措置することができます。

Q 9 勤務校研修は終了しましたが、非常勤講師を措置できる時数の上限にまだ達していません。引き続き任用することはできますか。

A 9 非常勤講師を措置できる週数及び時数の上限の範囲内で引き続き任用することができます。ただし、非常勤講師の職務内容は、原則として初任者研修に明確に係るものとしていますので、初任者又は指導教員が授業を実施しない日（学校行事等）に勤務させることはできません。

※ p.52～p.55 は、報酬支給事務担当者へも周知願います。